

## 三里塚裁判支援運動

# 6・25農地裁判控訴審 早期結審策動と対決

6月から新年度に入りました  
会費の更新にご協力ください

2014年会計年度 2014年6月1日～2015年5月31日  
年会費3000円(詳しくは6頁をご覧ください)

6月25日、東京高裁102号法廷で農地裁判控訴審第2回が開かれました。

この日に向けて空港会社と千葉県から控訴理由書に対する「反論」の書面が出されていました。

しかし、千葉県は引用文以外「否認ないし争う」と記すだけで、何を否認し争うのか全く触れられていません。空港会社にいたっては「原判決の判示は正当である」と繰り返すのみです。

午後3時に開廷し、貝阿彌(かいあみ)裁判長が準備書面の陳述確認を始めると、すかさず弁護団が異議の声を上げました。

「原判決を引き写すだけの空港会社、まったく反論しない千葉県の書面は、民事訴訟規則にそむくもので、陳述は認められない！」

これに対して裁判長は「被控訴人の書面は、つけ加えの要なしの趣旨と受け止めている」と空港会社らを後押ししました。

弁護団は次々に立ち上がり、「控訴理由書では新たな主張を出している。認否・反論するべきだ！」など、わずか十数ページというずさんな書面の中身を

具体的に取り上げ、裁判長を迫りました。

市東さんと弁護団、それに傍聴席の気迫に圧倒された裁判長は、合議の末、弁護団が提出した求釈明書を手にして、「被控訴人は求釈明書を読み、釈明すべきことがあれば釈明するように」といって引き下がりました。

弁護団はさらに、前回に続いて30分の時間制限を大幅にこえて、6人が控訴理由書の陳述をおこないました。

次回期日は10月8日です。貝阿彌裁判長は、市東さん側に対して「主張の補充はあるのか。これで尽きているのか」と聞き、結審への露骨な意図を表しました。逃げをはかった空港会社らの目論見をひとまず押し返しましたが、次回がさらに結審策動粉砕の重要な闘いの場となりました。

東京高裁包囲デモ(6月25日)



＜耕作権裁判＞  
文書提出命令で  
空港会社の抗告  
は棄却！

# 裁判所包囲の一日行動 署名は13154筆に

6月25日は裁判に先立って、朝から裁判所前でビラまき街宣がおこなわれ、午前10時30分からリレートーク。集团的自衛権をめぐる情勢が緊迫する中、国策による農地取り上げや安倍政権の戦争政策に対する怒りが次々と語られました。

さらに正午から日比谷公園霞門を出発して裁判所を包囲するデモ行進。デモ出発前のアピールで北原鉦治事務局長は、「今の国際情勢のもと戦争が起これば、成田は軍事使用されます。三里塚は戦争に絶対反対で48年闘ってきました。平和のために闘います」と宣言しました。



北原鉦治事務局長

170名のデモ参加者は、口々に「農地取り上げは許さない」「貝阿彌裁判長は審理を尽くせ」とシュプレヒコールをあげ、怒りの声を霞が関に響かせました。



署名提出行動(6月25日東京高裁前)

午後2時から、「農地取り上げ反対署名」の提出行動を行いました。

3月26日の第1次提出以降に寄せられた5135筆の署名を携え、市東さんと反対同盟、弁護団が拍手で見送られながら裁判所内に入りました。署名数は第1次分と合わせて13154筆になりました。

裁判終了後、日比谷図書文化館のコンベンションホールを会場に報告集会をおこないました。市東さんや弁護団が法廷での闘いを振り返り、次回の弁論に向けた意気込

## 市東さんのあいさつ (報告会)

皆さん、ご苦労様でした。

早朝からのビラ配り、デモ、それと傍聴と一日がかりになっちゃいましたが、この控訴審、私は負けるわけにはいきません。「負ける」って言葉は使いたくなくて、今年のはじめから使わなかったんですが、そういう勝つ負けるの問題じゃなく、自分がこれからあそこでどう生きて農業やっていけるかということなんです。



市東孝雄さん

そのためにはやっぱり皆さんの力が本当に必要だと思います。おかげさまで今日、第2回の署名提出をしました。前回との合計が13154筆になりました。そのほかにまだ(今日提出できなかった署名が)来てると聞いています。大変多く、ありがとうございました。

今日の裁判ですけれども、ややもすれば向こうの、裁判長の言いなりみたいな感じで始まるころ、弁護団が間髪入れずに、その訴訟指揮を止めました。あの勢いで今日は、裁判長を合議させるところまでもっていったと思います。

これからも弁護士さんたちの力、そして皆さんの力を借りながら、この控訴審、一日でも長くやって必ず勝利できるように頑張りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

みと勝利への決意を述べました。

各団体からの連帯発言をうけて、最後に萩原富夫さんが行動方針を提起。「第3滑走路に対する7・13現地闘争に結集してください。早期結審策動があらわになる中で、次回期日に向けて、3万人署名へのふんばりをお願いします」と訴えました。



萩原富夫さん

## 「第3滑走路粉碎」 のシュプレヒコール 対象地域に響く

7月13日、反対同盟は市東孝雄さんの畑を会場に「第3滑走路反対」の集会を開き、185名で計画の対象地域をデモ行進しました



小見川県道をデモ行進(7月13日)

## 「第3滑走路計画」許すな!

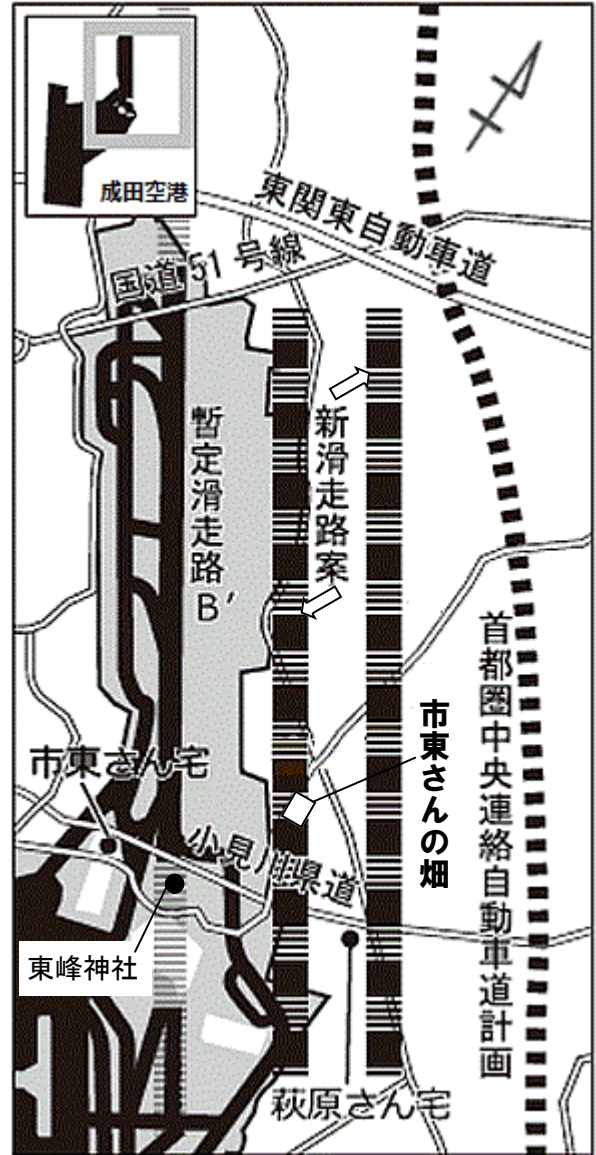
成田をめぐる新たな空港拡張の動きがでています。

6月6日、国土交通省の「首都圏空港機能強化技術検討小委員会」（委員長・家田仁東京大学大学院教授）は、成田と羽田の容量拡大に関する中間報告を発表しました。2020年の東京オリンピックまでに、航空管制や誘導路機能の「改善」で、成田で4万回、羽田で3万9千回の拡大を図り、2020年以降、成田、羽田両空港の「新滑走路の増設（羽田5本目、成田3本目）」を掲げているのです。さらに現在の2500m滑走路の1000m延長計画まで盛り込んでいます。

右図は報告の文言から第3滑走路計画を想定し、図示したものです。運用効率を考え、これをさらに南にずらす案も検討されています。総工費1200億円で工期4年とうたっているように、すでに具体的な検討に踏み込んでいることは明らかです。

想定される滑走路は、4桁を超える住民が立ち退きや大騒音を強制される大問題です。しかし、第3滑走路ができる展望などありません。反対同盟をはじめ、東峰地区住民の家や畑があり、現行滑走路のすぐ東にある開拓組合道路など、多数の拠点があります。それを百も承知で出された第3滑走路計画とは、何としても反対同盟と周辺地域をつぶすということです。

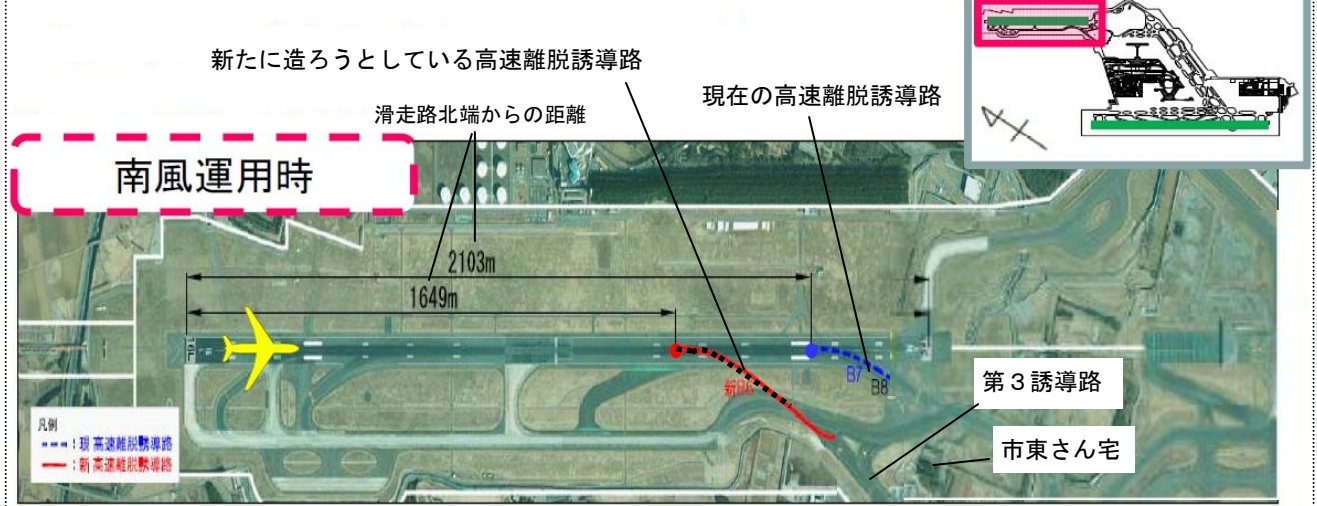
また、2020年までに4万回増やすための誘導路の「改善」とは、下図のように新たに高速離脱誘導路を造るというものです。これは、北から着陸してそのまま第3誘導路に進入しターミナルへ向かうもので、市東さんの騒音被害をさらに甚大にします。第3誘導



路裁判の新たな争点です。

とんでもない話ですが、反対同盟をつぶさない限り、一步も先に進みません。市東さんの農地裁判勝利が、こうした動きを打ち破る力になります。

<技術検討小委員会が中間とりまとめとして発表した参考資料から>



## —各裁判の争点と現段階—

前号から今号までの間に、農地裁判控訴審以外で行われた裁判は次の2つです。

### (1) 第3誘導路裁判

提訴：2010年12月

第1回口頭弁論：2011年3月 現在：15回

原告：北原鉦治ほか

被告：成田空港会社・国交省

3本目の誘導路建設を許可した国交省決定の取り消しを求めて、反対同盟が国と空港会社を提訴した裁判

<第15回…6月9日>

今回は裁判長交代（多見谷寿郎裁判長から廣谷章雄裁判長へ）にともなう更新手続きで、弁護団が意見陳述を行いました。

①空港会社は、空港の機能強化が公共性、緊急性を有するものであり、国際競争力強化のために必須不可欠であると主張するが、成田空港の存在自体が根本的に問われなければならない。一握りの資本家の利益のためのものにすぎない。②「競争力強化」がもたらした結果は、貧困の増大、格差社会で、今や羽田空港の国際化によって、成田は旅客、貨物とも需要が頭打ちとなり、破綻に瀕している。③第3誘導路は、市東孝雄さん追い出しのために造られたものであり、農地を破壊して造られる空港にいかなる道理も正義も存在しない。

こうした内容で全面的に第3誘導路建設を批判しました。

#### ● 独自調査で騒音被害明らかに

さらに、反対同盟が昨年末に行った、天神峰など空港周辺数カ所でのジェット機の離着陸時や地上走行時の騒音の測定調査、さらに第3誘導路など3本の誘導路の運用実態調査をまとめた「航空機騒音による健康影響に関する意見書」を提出しました。これは、厚木基地訴訟で住民の健康被害を調査し鑑定書を書いた北海道大学の松井利仁教授の監修で整えられたものです。松井教授によれば、市東さんの騒音被害は厚木以上とのこと、第3誘導路は供用開始当初より使用頻度が増しており、許すことはできません。

### (2) 団結街道裁判

提訴：2010年8月

第1回口頭弁論：2010年11月 現在：15回

原告：市東孝雄ほか

被告：成田市・成田空港会社

成田市が市道である天神峰団結街道を廃止して2010年5月違法に封鎖したことに対して、決定の無効と封鎖している妨害物の撤去を求めて起こした裁判

<第15回…7月8日>

被告・成田市は、「市道（団結街道）は空港敷地内にあつて廃止が決まっていた。この道路を使用する者（市東さん）の不利な利益については、代替道路が整備されたことで回避され廃止要件も整った」「安全と効率の向上のために西側誘導路（第3誘導路）の整備が必要と、空港会社から説明された」と、「正当性」を主張しました。

冗談ではありません。これまでの成田空港建設過程においても、現に耕作している土地に接して道路を反対の声を無視して封鎖し廃止するなど前例のないことです。弁護団はこのことを明らかにするために、被告側に対し文書提出命令を出すよう、裁判所に求めてきました。

#### ● 廣谷裁判長の訴訟指揮と対決

廣谷章雄裁判長は、成田市の主張を後押しするように「道路法に照らして廃止の要件を充たしていたかどうか考えれば十分ではないか」と言ってきました。市東さんにとって、代替道路が不便なのか用が足りてくただけを争えばいい、ということです。

団結街道封鎖・廃道化は第3誘導路建設のためになされたのであり、それ自体が市東さんに対する地上げ屋まがいの追い出し強要です。これまでの具体例との比較は不可欠であり、第3誘導路の問題とは切り離せません。弁護団の猛然とした反論で、さらに追及が続くことになりました。

★耕作権裁判で、成田空港会社（NAA）が抗告していた文書提出命令に対し、東京高裁第7民事部の菊池洋一裁判長は、7月16日付でNAAの抗告を棄却決定し通知してきました。高裁が2度にわたってNAAの主張を退け、隠された文書の存在を確定づけて判断したのです。控訴審への影響も必至。NAAを決定的に追いつめました。

# 多くの皆様のご支援に 心からお礼申し上げます

日頃からの皆様のご支援に深くお礼申し上げます。2013年度(2013年6月1日～2014年5月31日)の会計報告です。「三里塚裁判支援運動」としては、2回目の会計報告です。

- ・ 2012年度からの繰越金は902,501円でした。
- ・ 収入はカンパを含めて611,000円でした。

2012年度は70万円余りの会費・カンパ収入でしたので、今期は10万円の減収です。現闘本部裁判闘争時代から力強いご支援を下さっている方や新たに支援運動にご協力いただいている方など、皆様のご協力に心より御礼申し上げます。と同時に、あらためて支援運動の維持・強化に力を注いでいきたいと存じます。

- ・ 支出は、604,408円でした。

一坪共有地裁判が再開され、天神峰やぐら裁判が新たに加わったことで大きく弁護士出廷費用が増加しました。逆に言えば、ここをしっかりとささえることができる支援運動の力をあらためて確認することができます。

- ・ 差引残高は、989,093円です。

今期に限って言えば、収支はほぼプラマイゼロという状況です。多額の繰越金があるとはいえ、農地裁判控訴審の結審策動や、それぞれ重大な段階を迎えた他の裁判攻防を考えると、これでもなお十分とは言えません。今後、裁判闘争がますます重要になる中で、他の運動やご協力とともに、裁判闘争を支援する会の会員拡大・強化が不可欠です。

どうか全国の皆様のご支援を引き続きよろしくお願い致します。

## 三里塚裁判支援運動 2013年度会計報告(13年6月1日～14年5月31日)

		前年度繰り越し		982,501
支出		収入		
項目	金額		口数	金額
印刷費	21,112	個人	124	345,000
発送資材費	4,070	団体	42	126,000
郵便・宅配料	73,032	カンパ		140,000
弁護士出廷費用	371,000			
裁判書類作成費	43,386			
調査費	15,990			
交通費				
施設等利用費	63,100			
事務用品	3,508			
振替手数料	9,210			
小計	604,408	小計		611,000
次期繰り越し	989,093			
計	1,593,501	計		1,593,501

# 三里塚裁判支援運動 入会と会費納入のご案内

日頃のご支援に感謝申し上げます。

「三里塚裁判支援運動」は、三里塚の裁判闘争に勝利するため、「現闘本部裁判闘争を支援する会」の運動を引き継ぎ発展させて、2012年に発足しました。

支援運動の会費は、裁判闘争を支える大きな力です。ぜひご協力をお願い致します。

新規入会と更新のご案内は以下のとおりです。

- 年会費は、1口3000円です。  
団体の場合は、できましたら複数口をお願い致します。
- 送金にあたっては下記の郵便振替をご利用下さい。  
振替用紙には、住所、氏名、電話番号を明記するよう、お願い致します。

口座番号：00210-0-54174  
加入者名：三里塚裁判支援運動

三里塚裁判支援運動事務局  
〒286-0111  
成田市三里塚115 北原気付

## 行訴・農地法裁判控訴審第3回弁論

- 日時 10月8日(水) 15:00～開廷
- 場所 東京高等裁判所

## 全国総決起集会

- 日時 10月12日(日) 12:00～
- 場所 三里塚現地：同盟員所有畑

「農地取り上げに反対する3万人署名」は、この裁判支援運動とおした呼びかけにも多くの皆さんが応えてくださり、13154筆に達することができました。本当にありがとうございました。

しかし、次回10月8日の弁論は「結審」をめぐる攻防になります。貝阿彌裁判長に対して、無視できないだけの「農地取り上げ反対」の声を示していく必要があります。第1次、第2次提出を担っていただいた皆さんのさらなるご協力が必要です。ぜひ、この署名を周りの方々に広げていただきますよう、お願いいたします。

(インターネットからは <http://www.sanzizuka-doumei.jp/home/documents/shomei2.pdf>)

## 「三里塚裁判支援運動」会則

### 第1条 (名称)

本会は「三里塚裁判支援運動」と称す。

### 第2条 (事務所・連絡先)

本会の事務所を「成田市三里塚115番地」におく。

### 第3条 (目的)

本会は「天神峰現闘本部裁判闘争を支援する会」の活動を引き継ぎ、基金運動と傍聴闘争をとおして三里塚裁判を支援することを目的とする。

### 第4条 (会員)

会員は会の目的に賛同する個人・団体であって、これを積極的に推進するものとする。

### 第5条 (役員)

代表者と事務局をおく。

### 第6条 (運営)

裁判後に適時、会議を開いて運動状況や活動方針を討議し、会計報告を行う。

### 第7条 (会費)

会費は年額3000円とし、会計に納める。

### 第8条 (会計年度と会計報告)

本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年の5月31日終わる。

## その他の裁判スケジュール

- 鈴木さん一坪裁判  
7月24日(木) 午前10時30分
- 天神峰やぐら裁判  
9月2日(火) 午前10時30分
- 第3誘導路裁判  
9月16日(火) 午前10時30分
- 団結街道裁判  
10月17日(火) 午前10時30分

※法廷はいずれも千葉地裁601号法廷